

令和3年度 特定教育・保育施設等 における集団指導説明会

福祉部 福祉指導監査課 法人指導係

はじめに

日頃は豊中市の児童福祉行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。
また、新型コロナウイルス感染症への対応にご尽力いただいていることに感謝を申し上げます。

令和3年度の指導監査を実施するにあたって、過去の指導事項にかかる留意事項を説明しますので、施設運営に役立てていただけますようお願いします。

今回は動画を視聴していただき、アンケートを送っていただくことで、参加確認とさせていただきますので、ご協力をお願いします。

1. 指導監査について

	認可	確認
根拠	児童福祉法	子ども・子育て支援法
趣旨目的	施設・事業は「 <u>認可基準</u> 」を満たすことで、 <u>保育所・小規模保育事業等を開始できる</u> 。	保育所・小規模保育事業等は利用定員を設定し、「 <u>確認基準</u> 」を満たすことで、 <u>公定価格の給付を受けることができる</u> 。
基準を定めている条例	<u>認可基準（最低基準）</u> <ul style="list-style-type: none">・児童福祉施設（家庭的保育事業等）の設備及び運営に関する基準を定める条例・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	<u>確認基準</u> 豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例
監査	<u>施設監査</u> 市は保育所等が認可基準を満たしているかをチェックする。	<u>確認監査</u> 市は特定教育・保育施設等が確認基準を満たしているかをチェックする。

確認監査 体系図

※実施方法については、厚生労働省の通知（指導・監査指針）により内容が変更されることがあります。

対象事業者等

原則として、確認を受けている全ての施設

指導の目的等

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育、特例保育及び特定子ども・子育て支援(以下「特定教育・保育等」という。)の質の確保並びに施設型給付費、地域型保育給付費等及び施設等利用の支給並びに業務管理体制の整備の適正化を図る。

集団指導
 確認基準、内閣府令の遵守に関し周知徹底を図る必要があると認められる場合に講習会形式で実施

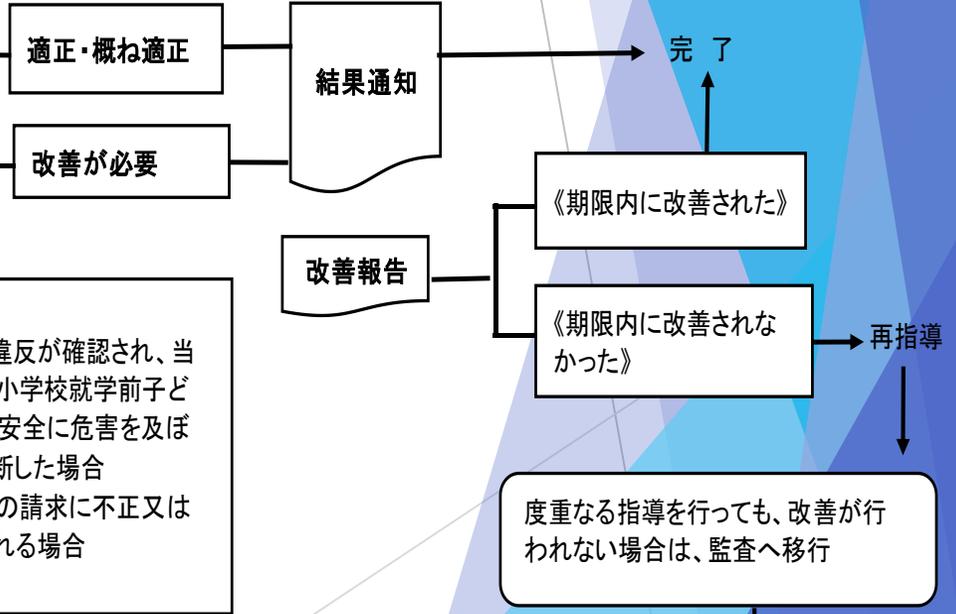
指導方針

指導等は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等(以下「特定教育・保育施設等」という。)に対し、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)法第33条、法第45条及び法第58条の3に定める特定教育・保育施設等の設置者・事業者・提供者の責務、法第34条第2項、第46条第2項及び第58条の4第2項に基づき「豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成26年豊中市条例第49号。以下「確認基準」という。))」、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年内閣府告示第49号)、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(府子本第451号・2文科初第2117号・子発0331第8号・令和3年3月31日付 内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省こども家庭局長連名通知)等(以下、「内閣府令等」という。)に定める特定教育・保育等の提供及び運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求に関する事項並びに業務管理体制の整備に関する事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために実施する。

指導

実地指導
法第14条第1項
 確認基準、内閣府令の遵守に関して定期的に実地にて実施

(1) 著しい運営基準違反が確認され、当該施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
 (2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合



確認監査 体系図

※実施方法については、厚生労働省の通知(指導・監査指針)により内容が変更されることがあります。

対象事業者等

原則として、確認を受けている全ての施設

指導の目的等

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育、特例保育及び特定子ども・子育て支援(以下「特定教育・保育等」という。)の質の確保並びに施設型給付費、地域型保育給付費等及び施設等利用の支給並びに業務管理体制の整備の適正化を図る。

集団指導

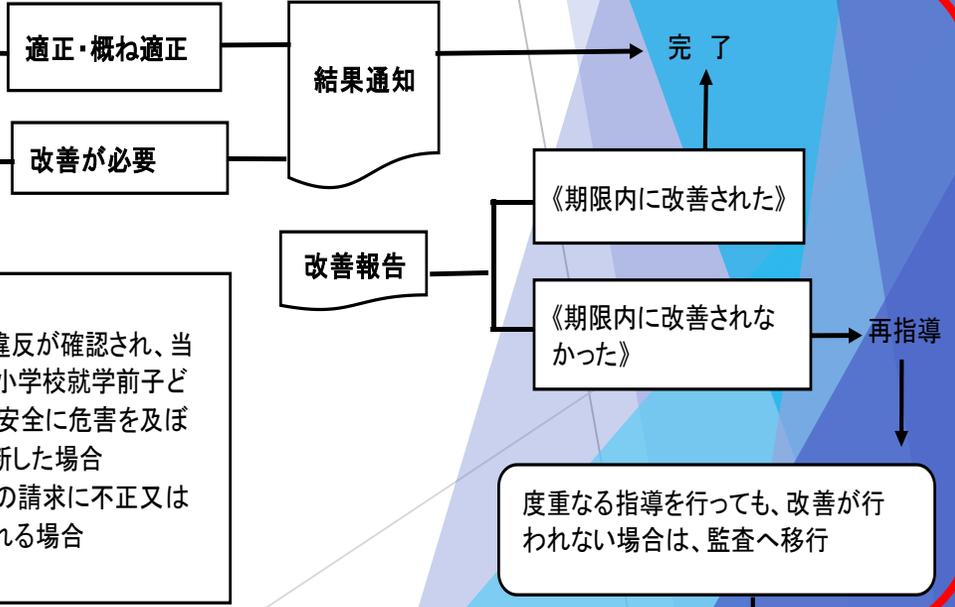
確認基準、内閣府令の遵守に関し周知徹底を図る必要があると認める場合に講習会形式で実施

指導方針

指導等は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等(以下「特定教育・保育施設等」という。)に対し、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)法第33条、法第45条及び法第58条の3に定める特定教育・保育施設等の設置者・事業者・提供者の責務、法第34条第2項、第46条第2項及び第58条の4第2項に基づき「豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成26年豊中市条例第49号。以下「確認基準」という。))」、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年内閣府告示第49号)、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(府子本第451号・2文科初第2117号・子発0331第8号・令和3年3月31日付 内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省こども家庭局長連名通知)等(以下、「内閣府令等」という。)に定める特定教育・保育等の提供及び運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求に関する事項並びに業務管理体制の整備に関する事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために実施する。

指導

実地指導
法第14条第1項
確認基準、内閣府令の遵守に関して定期的に実地にて実施



(1) 著しい運営基準違反が確認され、当該施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
(2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

度重なる指導を行っても、改善が行われない場合は、監査へ移行

対象事業者等

実地指導中に次の各号に該当する状況を確認した場合は、直ちに監査を行うこととする。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、当該施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

また、下記に示す情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行うものとする。

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報(具体的な違反疑義等を把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。)
- (2) 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報
- (3) 法第14条第1項の規定に基づき実地指導を行った市町村が特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報

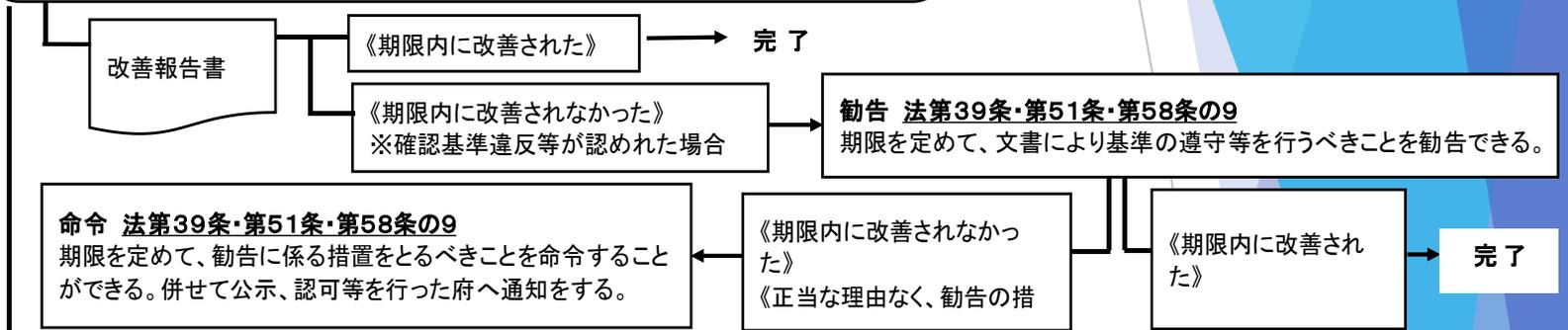
監査

監査方針

監査は、特定教育・保育施設等について、法第39条、第40条、第51条及び第52条並びに第58条の9、第58条の10に定める行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当(以下「違反疑義等」という。)が疑われる場合並びに「特定教育・保育施設等指導指針中「6 監査への変更」、」、「特定子ども・子育て支援施設等指導指針」中「7 監査への変更」に基づき、監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

監査 法第38条・第50条・第58条の8

特定教育・保育施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設等その他特定教育・保育施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査(以下「実地検査等」という。)を行うものとする。



確認の取消し等 法第40条・第52条・第58条の10

確認基準違反の内容が、法第40条第1項各号、第52条第1項各号及び第58条の10第1項各号(下記参照)のいずれかに該当する場合において、確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。その際は設置者名等を府知事に届けるとともに、公示しなければならない。

- ・法第34条第2項の市の確認基準に従って適正な施設運営をすることができなくなったとき。
- ・法第38条第1項の監査に従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ・子ども子育て支援法その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。など

命令、確認の取消し等を行おうとする場合は行政手続法第13条第1号各号の規定に基づき**聴聞・弁明の機会の付与**を行わなければならない。

勧告、命令又は確認の取消し等を行った場合において、当該取消し等の基礎となった事実が法第12条に定める偽りその他不正の手段により施設型給付費等を受けた場合に該当すると認めるときは、施設型給付費等の全部又は一部について、同条第1項の規定に基づく**不正利得の徴収(返還金)**として徴収を行う。

2. 令和2年度指導監査の実施状況

- ・令和2年度の実施状況は以下の表のとおりです。
- ・感染症拡大防止の為、指導監査重点項目を絞り、実施してきました。

	所管数	計画数	実施数
保育所	48	48	14
幼保連携型認定こども園	44	44	4
小規模保育事業	15	15	6
事業所内保育事業	2	2	0
認可外保育施設	84	70	58
病児保育事業 (病児対応型)	3	3	1

3. 主な留意事項について

①非常災害対策計画 1/2

児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制強化・徹底について（雇児総発0909第2号 平成28年9月9日）の通知に基づき、児童等の安全確保のためにあらゆる災害に備えた非常災害対策計画を策定してください。

また、非常災害対策計画には次の項目を記載してください。

①非常災害対策計画 2/2

《記載する項目》

- 1) 児童福祉施設等の立地条件（地形等）
- 2) 災害に関する情報の入手方法
（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- 3) 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
- 4) 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等）
- 5) 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）
- 6) 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）
- 7) 避難方法（利用児童の年齢や発達に応じた避難方法等）
- 8) 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
- 9) 関係機関との連携体制

②職員配置

- ・「最低基準」と「配置基準」、両方の基準を遵守する必要があります。

最低基準（認可基準）	配置基準（確認基準）
認可において、 <u>保育をするために必要な最低人数</u>	確認において、 <u>施設の職員配置（雇用）として公定価格上必要な人数</u>
≪根拠法令等≫ 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 を定める条例第36条第2項 等	≪根拠法令等≫ 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実 施上の留意事項について（平成28年8月23日 内閣府子ども・ 子育て本部統括官等通知）」

②職員配置

保育所・事業所内保育事業（利用定員が20人以上）

最低基準（認可基準）	配置基準（確認基準）																								
<p>《年齢別配置基準》</p> <table><tr><td></td><td>子ども</td><td>:</td><td>保育士</td></tr><tr><td>0歳児</td><td>3</td><td>:</td><td>1</td></tr><tr><td>1歳児</td><td>5</td><td>:</td><td>1</td></tr><tr><td>2歳児</td><td>6</td><td>:</td><td>1</td></tr><tr><td>3歳児</td><td>20</td><td>:</td><td>1</td></tr><tr><td>4・5歳児</td><td>30</td><td>:</td><td>1</td></tr></table> <p>※3歳児配置改善加算の認定を受けている場合は、3歳児の配置基準は<u>15：1</u>になる。</p> <p>※最低<u>2人以上</u>の配置が必要。</p>		子ども	:	保育士	0歳児	3	:	1	1歳児	5	:	1	2歳児	6	:	1	3歳児	20	:	1	4・5歳児	30	:	1	<p>年齢別配置基準に加えて、</p> <ul style="list-style-type: none">・利用定員90人以下の施設については1人加配・保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人加配・非常勤保育士を1人配置 <p>※各種加算の認定を受けている場合は、上記に加え、その要件に合わせて配置が必要。</p>
	子ども	:	保育士																						
0歳児	3	:	1																						
1歳児	5	:	1																						
2歳児	6	:	1																						
3歳児	20	:	1																						
4・5歳児	30	:	1																						

②職員配置

幼保連携型認定こども園

最低基準（認可基準）	配置基準（確認基準）																													
<p>《年齢別配置基準》</p> <table><tr><td></td><td>子ども</td><td>:</td><td>保育士</td><td></td></tr><tr><td>0歳児</td><td>3</td><td>:</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>1歳児</td><td>5</td><td>:</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>2歳児</td><td>6</td><td>:</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>3歳児</td><td>20</td><td>:</td><td>1</td><td rowspan="2">} (A)</td></tr><tr><td>4・5歳児</td><td>30</td><td>:</td><td>1</td></tr></table> <p>(B) 3～5歳児の学級数</p> <p>※ (A) < (B) の場合、(B) で計算</p> <p>※ 3歳児配置改善加算の認定を受けている場合は、3歳児の配置基準は<u>15 : 1</u>になる。</p> <p>※最低<u>2人以上</u>の配置が必要。</p>		子ども	:	保育士		0歳児	3	:	1		1歳児	5	:	1		2歳児	6	:	1		3歳児	20	:	1	} (A)	4・5歳児	30	:	1	<p>年齢別配置基準に加えて、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 2・3号の利用定員90人以下の施設については1人加配・ 主幹保育教諭を専任化させるための代替職員を2人加配・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人加配 <p>※各種加算の認定を受けている場合は、上記に加え、その要件に合わせて配置が必要。</p>
	子ども	:	保育士																											
0歳児	3	:	1																											
1歳児	5	:	1																											
2歳児	6	:	1																											
3歳児	20	:	1	} (A)																										
4・5歳児	30	:	1																											

②職員配置

小規模保育事業A型・事業所内保育事業（利用定員が19人以下）

最低基準（認可基準）	配置基準（確認基準）																
<p>《年齢別配置基準》</p> <table><tr><td></td><td>子ども</td><td>:</td><td>保育士</td></tr><tr><td>0歳児</td><td>3</td><td>:</td><td>1</td></tr><tr><td>1歳児</td><td>5</td><td>:</td><td>1</td></tr><tr><td>2歳児</td><td>6</td><td>:</td><td>1</td></tr></table> <p>※上記に<u>1</u>人加える。</p>		子ども	:	保育士	0歳児	3	:	1	1歳児	5	:	1	2歳児	6	:	1	<p>年齢別配置基準に加えて、</p> <ul style="list-style-type: none">・保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人加配・上記の定数に加えて非常勤保育士1人配置 <p>※各種加算の認定を受けている場合は、上記に加え、その要件に合わせて配置が必要。</p>
	子ども	:	保育士														
0歳児	3	:	1														
1歳児	5	:	1														
2歳児	6	:	1														

②職員配置

幼稚園型認定こども園・施設型給付幼稚園 ※配置基準（確認基準）のみ

幼稚園型認定こども園	施設型給付幼稚園																																				
<p>(i) と (ii) を合計した数 (i) 年齢別配置基準</p> <table data-bbox="254 542 789 813"> <tr> <td></td> <td>子ども</td> <td>:</td> <td>保育士</td> </tr> <tr> <td>0歳児</td> <td>3</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>5</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td>6</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4・5歳児</td> <td>30</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>※3歳児配置改善加算の認定を受けている場合は、 3歳児の配置基準は<u>15：1</u>になる。</p> <p>(ii) その他</p> <ul data-bbox="229 1042 1197 1256" style="list-style-type: none"> ・2・3号の利用定員90人以下の施設については 1人加配 ・主幹保育教諭を専任化させるための代替職員を2人加配 ・保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設 については1人加配 <p>※各種加算の認定を受けている場合は、上記に加え、 その要件に合わせて配置が必要。</p>		子ども	:	保育士	0歳児	3	:	1	1歳児	5	:	1	2歳児	6	:	1	3歳児	20	:	1	4・5歳児	30	:	1	<p>(i) と (ii) を合計した数 (i) 年齢別配置基準</p> <table data-bbox="1324 685 1860 813"> <tr> <td></td> <td>子ども</td> <td>:</td> <td>保育士</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4・5歳児</td> <td>30</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>※3歳児配置改善加算の認定を受けている場合は、 3歳児の配置基準は<u>15：1</u>になる。</p> <p>(ii) 学級編制調整加配</p> <ul data-bbox="1299 1085 2344 1128" style="list-style-type: none"> ・1号認定の利用定員が36人以上300人以下の施設に1人 <p>※各種加算の認定を受けている場合は、上記に加え、その要件に 合わせて配置が必要。</p>		子ども	:	保育士	3歳児	20	:	1	4・5歳児	30	:	1
	子ども	:	保育士																																		
0歳児	3	:	1																																		
1歳児	5	:	1																																		
2歳児	6	:	1																																		
3歳児	20	:	1																																		
4・5歳児	30	:	1																																		
	子ども	:	保育士																																		
3歳児	20	:	1																																		
4・5歳児	30	:	1																																		

③各種規程

- ・ **就業規則に必ず記載しなければならない事項**

- ①労働時間に関する事項（始業・終業時刻、休憩、休日、休暇 等）

- ②賃金の決定・計算・支払いの方法、賃金の締切・支払いの時期、昇給に関する事項

- ③退職に関する事項（解雇の事由を含む）

- ・ 就業規則、給与規程、育児・介護休業規程等は法改正や施設の実態に則して規定してください。

※令和3年1月1日から育児・介護休業法施行規則等が改正され、子の看護休暇や介護休暇を**時間単位**で取得できるようになりました。

- ・ 給与規程と給与の支給実態と一致していることを確認してください。
- ・ 各種手当を支給する場合、支給根拠について明確に規定してください。
- ・ 各種規程は職員に周知してください。

④運営規程と重要事項説明書

- ・園則、運営規程は、施設類型に合わせて記載項目に漏れがないか点検し、施設職員、利用する保護者等に周知してください。
- ・重要事項説明書は、運営規程の内容や実態との整合性がとれているかを点検してください。
- ・重要事項説明書の内容は保護者に説明し、書面にて同意を確認してください。
- ・運営規程と重要事項説明書は、掲示又は施設内で閲覧できるように配架してください。

⑤避難訓練

- ・避難及び消火訓練は、施設類型に合わせた回数を実施してください。
- ・避難訓練と消火訓練を同時に行っていない場合は、別途消火訓練を実施し、記録を行ってください。

施設類型	実施回数
保育所	月1回以上
幼保連携型認定こども園	月1回以上
小規模保育事業	月1回以上
事業所内保育事業	月1回以上
施設型給付幼稚園	年2回以上
幼稚園型認定こども園	年2回以上

⑥児童の事故防止・安全確保 1/2

- ・ 保育室等での使用する玩具、掲示物に使用している画鋏、マグネット等は、落下しないような措置を講じ、口に入っても誤嚥しない大きさであることを確認し、危険なものは使用を中止するなどの措置を講じてください。
- ・ 棚やロッカーの上部に物品を置いていないか、倉庫等に子どもが入り込まないように施錠してるか、避難経路に物品等で通れないようになっていないか、定期的に点検してください。
- ・ 園庭など大型遊具は、日々の自主点検と併せて業者による点検を実施してください。

⑥児童の事故防止・安全確保 2 / 2

- ・夏季の水遊び、プール活動を実施する場合は、監視体制に空白を生じないように監視者を配置してください。
- ・乳幼児突然死症候群（SIDS）の防止として、子どもの睡眠時の状態（呼吸、顔色、体位等）の観察、記録するようにしてください。
- ・重大事故が発生した場合、速やかに豊中市へ連絡し、事故報告書を提出する義務があります。

（重大事故は、①死亡事故 ②治療に30日以上要する負傷・疾病を伴う重篤な事故です。）

⑦職員会議・研修の実施

職員会議による職員間の情報共有を行い、実施記録を行うようにしてください。
また、下記の研修については、WEBなどを活用し、感染症対策を講じながら積極的に実施し、記録を行ってください。

- ・ 人権研修
- ・ 虐待の防止のための研修
- ・ 衛生管理（感染症対策等）研修
- ・ 救命講習を含む事故対応研修
- ・ 事故防止、予防のための研修 など

⑧衛生管理

- ・ 提供する給食の原材料、喫食する給食をそれぞれ50g以上、2週間以上、
-20℃以下で保存してください。
- ・ 加熱調理食品の中心温度を計測し、揚げ物、焼物、蒸し物、炒め物は3点以上、
煮物は1点以上記録を行ってください。
- ・ 調理終了後、速やかに給食が提供できるよう工夫してください。
- ・ 調理後、給食を提供するまで30分以上要する場合、適切な温度管理、提供時刻の記録を行ってください。
- ・ 施設外から搬入された給食についても、適切な温度管理（10℃以下又は65℃以上）及び提供時刻などの記録を行ってください。

⑨ 経理規程

- ・ 施設会計は、経理規程に基づいて適切に処理を行ってください。
- ・ 会計における内部牽制体制の整備を行うようにしてください。
- ・ 書類や補助簿の作成を行い、経理規程に定められている会計基準で会計処理を行うようにしてください。

⑩委託費の弾力運用

保育所のみ対象です。

- ・ 年度終了後、積立預金支出及び当該単年度の収支残高との合計額が、収入決算額の5%を上回っていないかを確認してください。
- ・ 現年度の支出超過分を前年度の収支残高累計額（前期末支払資金残高）が当該年度に収入予算額の3%を超えて補填する場合は、豊中市と事前協議が必要です。
- ・ 委託費の弾力運用を適用する場合は、こども事業課にご確認ください。

⑪ 秘密保持・個人情報の管理

- ・施設に在籍する児童が退園した後に、転園先から児童の情報を求められることがあるため、転園先に児童の情報を転送することを事前に保護者に同意を得てください。
- ・施設の児童や保護者に関する個人情報を職員や関係者が漏らすことがないように施設内で必要な措置を講じてください。

⑫ 記録の整備

- ・以下の書類については5年間保存してください。（電子媒体の保存も可です。）
 - 1) 職員、設備及び会計に関する諸記録
 - 2) 特定教育・保育の提供の記録
 - 3) 特定教育・保育の提供にかかる方針・計画
 - 4) 利用者に関する不正受給等の市への通知に関する記録
 - 5) 苦情等解決に関する記録
 - 6) 事故発生時における状況及び対応にかかる記録

4. その他

今年度の指導監査における事前提出書類の変更点

- ・職員配置ローテーション表（市の作成する様式）
⇒指導監査実施日の2か月前の児童の出席状況と
職員の勤務状況を確認します。

おわりに

最後までご覧いただきありがとうございました。

今回の集団指導に関するアンケートをコメントから回答していただけるようにリンクを貼りつけていますので、協力いただきますよう、お願いします。

